

令和 6 年度

杵藤圏域二級水系流域治水協議会

杵藤地域の県管理河川大規模氾濫に関する減災対策協議会

4 関係機関からの情報提供

- ・ 佐賀地方気象台
- ・ 北部九州土地改良調査管理事務所
- ・ 佐賀県河川砂防課

令和4年度から開始した半日程度前からの呼びかけを、**令和6年5月下旬からは府県単位で実施。**

線状降水帯による大雨の可能性をお伝え

情報の改善

令和3(2021)年
線状降水帯の発生を
お知らせする情報
(令和3年6月提供開始)



線状降水帯の雨域
を楕円で表示

「明るいうちから早めの避難」… 段階的に対象地域を狭めていく

令和4(2022)年～
広域で半日前から予測
(令和4年6月提供開始)

今年度の新たな運用

令和6(2024)年～
府県単位で半日前から予測

次期静止
気象衛星
(令和11年度
運用開始予定)



令和11(2029)年～
市町村単位で危険度の把握が可能な危険度分布形式の情報を半日前から提供

令和5(2023)年～
最大30分程度前倒して発表
(令和5年5月提供開始)

令和8(2026)年～
2～3時間前を目標に
発表

線状降水帯の雨域を表示

「迫りくる危険から直ちに避難」… 段階的に情報の発表を早めていく

※具体的な情報発信のあり方や避難計画等への活用方法について、情報の精度を踏まえつつ有識者等の意見を踏まえ検討

国民ひとりひとりに危機感を伝え、防災対応につなげていく

佐賀県二級水系流域治水協議会 幹事会

農地・農業水利施設を活用した流域の防災・減災の推進
（「流域治水」の取組）

令和7年3月

九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所

農地・農業水利施設を活用した流域の防災・減災の推進（「流域治水」の取組）

<対策のポイント>

都市・市街地の近傍や上流域には、水田が広がり、多くの農業用ダム・ため池・排水施設等が存在しており、これらの農地・農業水利施設の有する国土保全機能をいかして、あらゆる関係者協働の取組である「流域治水」を推進します。

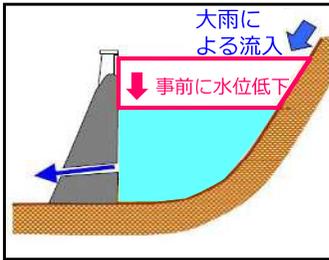
<事業の全体像>

農業用ダムの活用

○ 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることで洪水調節機能を発揮。

○ 降雨をダムに貯留し、下流域の氾濫被害リスクを低減。

〔各地区の状況に応じて、放流水を地区内の調整池等に貯留〕



【施設の整備等】

○ 施設改修、堆砂対策、施設管理者への指導・助言等

排水施設等の活用

○ 農業用の用排水路や排水機場・樋門等は、市街地や集落の湛水も防止・軽減。

排水機場と周辺の市街地

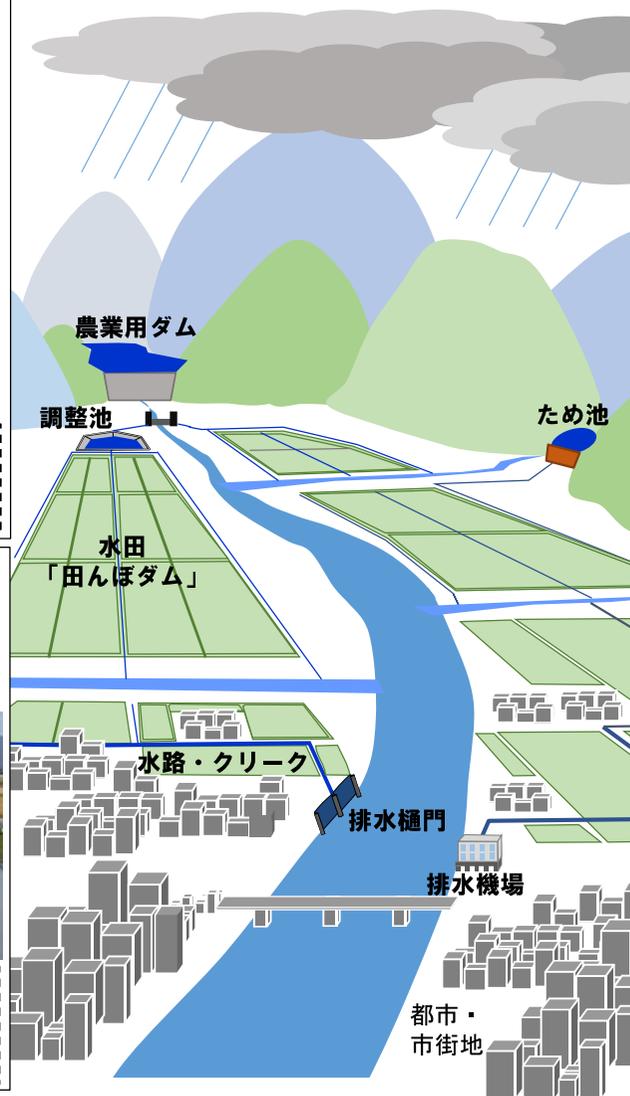


水路・クリーク



【施設の整備等】

○ 老朽施設改修、ポンプ増設、降雨前の排水操作、水管理システムの整備等



水田の活用（田んぼダム）等

○ 「田んぼダム」（落水口に流出量を抑制する板等を設置し、水田に降った雨をゆっくりと排水）の取組によって湛水被害リスクを低減。

流出調整板設置の例

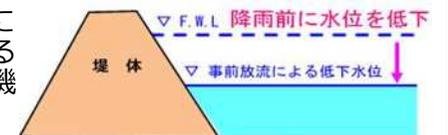


【施設の整備等】

○ 水田整備、「田んぼダム」の取組促進、農地の保全

ため池の活用

○ 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることで洪水調節機能を発揮。



○ 農業用水の貯留に影響のない範囲で、洪水吐きにスリット（切り欠き）を設けて貯水位を低下させ、洪水調節容量を確保。

スリット設置の例



【施設の整備等】

○ 堤体補強、洪水吐き改修、施設管理者への指導・助言等

農地・農業水利施設を活用した主な流域治水対策の支援事業

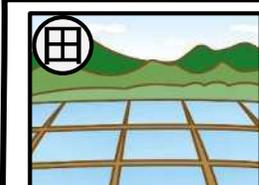


令和6年4月
農林水産省
農村振興局

流域治水の取組を推進する事業制度～施設の整備から管理まで～



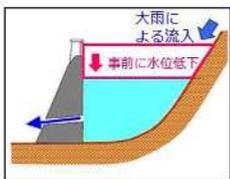
- ①国営かんがい排水事業
- ②水利施設整備事業
- ③基幹水利施設管理事業
- ④水利施設管理強化事業



- ②水利施設整備事業
- ⑦農業競争力強化農地整備事業
農地中間管理機構関連農地整備事業
国営農用地再編整備事業
農地耕作条件改善事業
- ⑧多面的機能支払交付金

農業用ダムの活用

- 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げる等によって洪水調節機能を発揮。
- 降雨をダムに貯留し、下流域の氾濫被害リスクを低減。



【施設の整備等】

- 施設改修、堆砂対策、施設管理者への指導・助言等

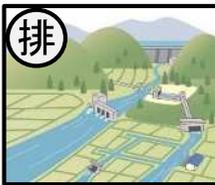
排水施設等の活用

- 農業用の排水路や排水機場・樋門等は、市街地や集落の氾水も防止・軽減。

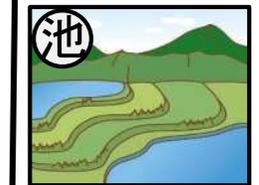


【施設の整備等】

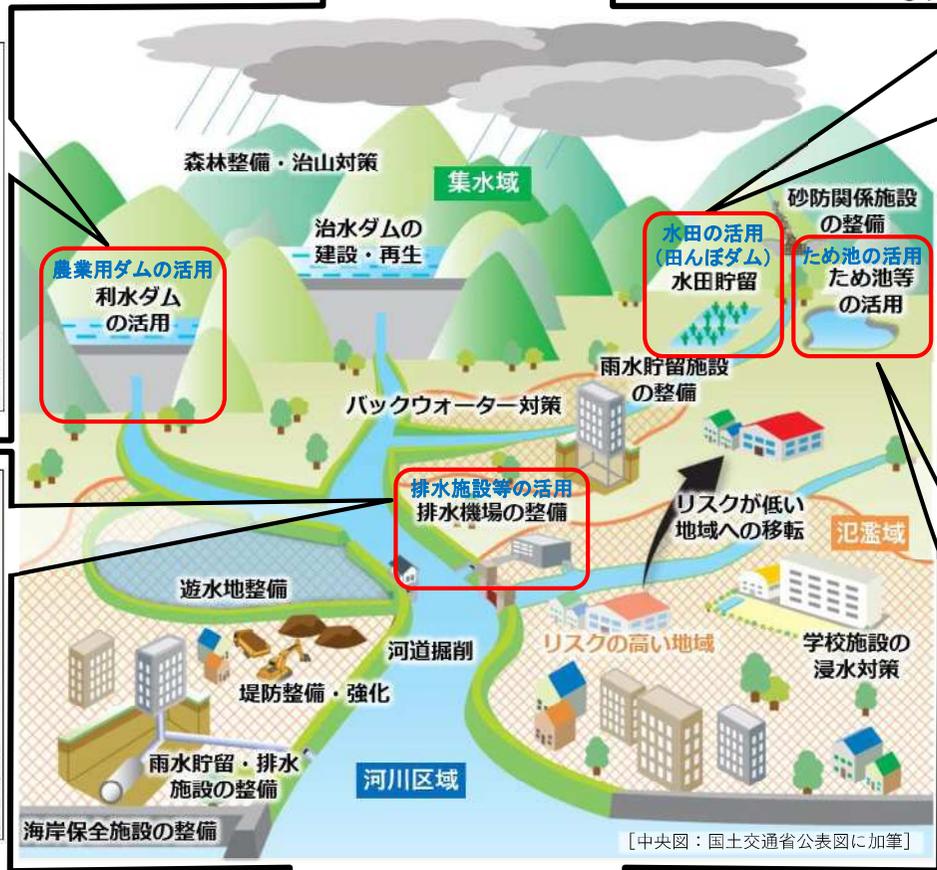
- 老朽施設改修、ポンプ増設、降雨前の排水操作、危機管理システムの整備等



- ①国営かんがい排水事業
国営総合農地防災事業
- ②水利施設整備事業
- ③基幹水利施設管理事業
- ④水利施設管理強化事業
- ⑤農業水路等長寿命化・防災減災事業
- ⑥農村地域防災減災事業



- ④水利施設管理強化事業
- ⑤農業水路等長寿命化・防災減災事業
- ⑥農村地域防災減災事業



[中央図：国土交通省公表図に加筆]

水田の活用 (田んぼダム)

- 「田んぼダム」(落水口に流出量を抑制する板等を設置し、水田に降った雨をゆっくりと排水)の取組によって氾水被害リスクを低減。



【施設の整備等】

- 水田整備、「田んぼダム」の取組促進

ため池の活用

- 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げる等によって洪水調節機能を発揮。



- 農業用水の貯留に影響のない範囲で、洪水吐きにスリット(切り欠き)を設けて貯水水位を低下させ、洪水調節容量を確保。

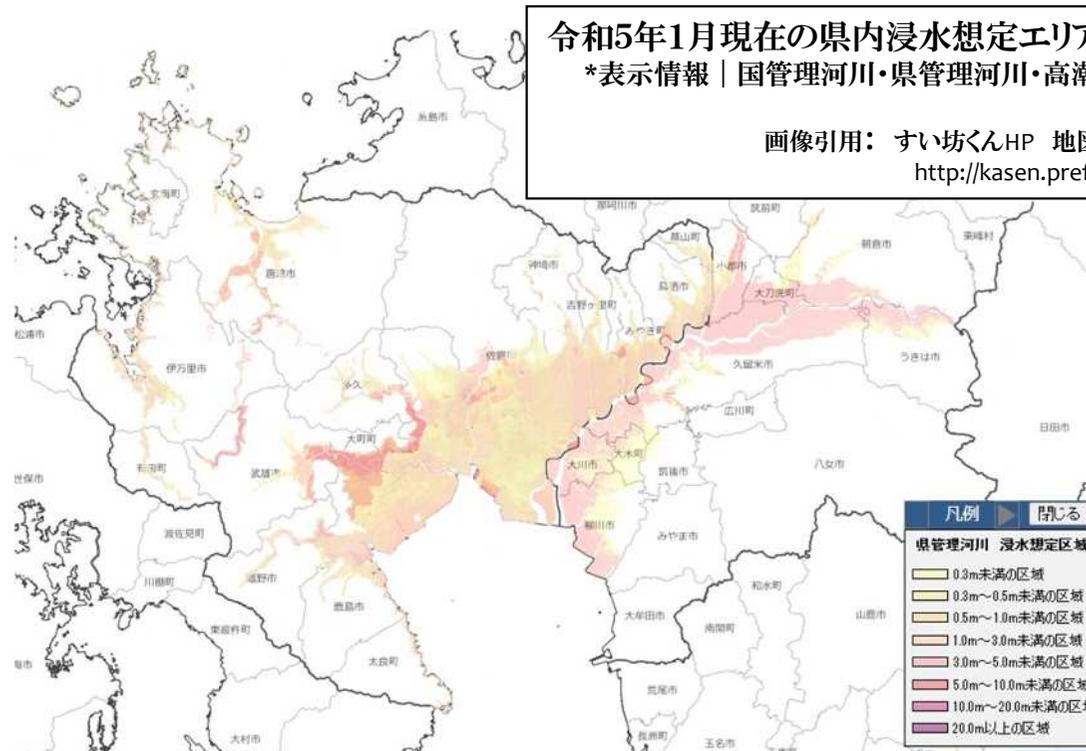


【施設の整備等】

- 堤体補強、洪水吐き改修、施設管理者への指導・助言等

①水防災意識の向上と防災情報の的確な収集・伝達・理解・共有を推進するための取組 【住民等への防災情報の周知】

■水害リスク情報空白域の解消に向けた中小河川洪水浸水想定区域図の作成【佐賀県】



令和3年7月の水防法改正

住家等の防護対象がある(山付き護岸でない等)県内ほぼすべての河川

→ **浸水想定区域図** 及び **ハザードマップ**の作成 が必要

(作成の目途 : 浸水想定区域図... 令和7年度まで ハザードマップ... 令和8年度まで)

■今後の対応

ハザードマップの作成に向けて市町との調整を図る

○地方公共団体が単独で実施する「防災・減災、国土強靱化対策」及び「公共施設等の老朽化対策」を推進するため、地方債制度により、国土交通省と総務省が協調して支援を実施。

防災・減災に資する河川改修等

緊急自然災害防止対策事業債

【事業期間】

令和3年度～令和7年度

【地方財政措置】

起債充当率100% 交付税措置率70%

【主な要件等】

地方単独事業として実施される事業のうち以下のもの

- 国庫補助の要件を満たさない河川改修等
 - ・総事業費10億円未満の一級、二級河川の改修
 - ・総事業費4億円未満の準用河川の改修
 - ・普通河川の改修
- など

○流域治水プロジェクトに位置づけられた流域対策

- ・雨水貯留浸透施設の整備、二線堤の築造
 - ・移動式排水施設の整備
- など

Before

After



普通河川における活用事例



移動式排水施設の整備

計画的な維持管理のための浚渫

緊急浚渫推進事業債

【事業期間】

令和2年度～令和11年度

【地方財政措置】

起債充当率100% 交付税措置率70%

【主な要件等】

地方単独事業として実施される事業のうち以下のもの

- 一級河川、二級河川、準用河川、及び普通河川における緊急的に実施される浚渫

Before

After



準用河川における活用事例

Before

After



普通河川における活用事例

河川管理施設の老朽化対策

公共施設等適正管理推進事業債

【事業期間】

令和4年度～令和8年度

【地方財政措置】

起債充当率90% 交付税措置率30～50%

【主な要件等】

地方単独事業として実施される事業のうち以下のもの

- 排水機場、水門、樋門・樋管等の機能に致命的な影響を与えない部分の改修
- 樋門・樋管等において国庫補助の要件を満たさない規模(事業費が概ね5千万円未満)の改修・更新
- 護岸・堤防の改修
- ダム本体及び周辺施設等において国庫補助の要件を満たさない規模(事業費が概ね4億円未満)の改修・更新

Before

After



フラップゲートにおける活用事例